

令和2年第2回竹原市議会定例会会議録

令和2年第2回竹原市議会定例会日程

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-------|----------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| | (1) 報告第 8号 | 令和元年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| | (2) 報告第 9号 | 令和元年度竹原市一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| | (3) 報告第10号 | 令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| | (4) 報告第11号 | 令和元年度竹原市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| | (5) 報告第12号 | 令和元年度竹原市水道事業会計予算繰越計算書について |
| | (6) 報告第13号 | 令和元年度竹原市水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書について |
| | (7) 報告第14号 | 竹原流通センター株式会社の経営状況について |
| 日程第 4 | 議案第50号 | 竹原市教育委員会教育委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第51号 | 竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第52号 | 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第53号 | 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |

- 日程第 8 議案第 54 号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 55 号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 56 号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 57 号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 58 号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 13 議案第 59 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 14 議案第 60 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 61 号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 62 号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 63 号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 64 号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 65 号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 66 号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 67 号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 68 号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 69 号 令和 2 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 一般質問
- 日程第 25 閉会中継続審査（調査）について
（総務文教委員会・民生産業委員会）

令和2年第2回竹原市議会定例会議事日程 第1号

令和2年6月9日(火) 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- (1) 報告第 8号 令和元年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - (2) 報告第 9号 令和元年度竹原市一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - (3) 報告第10号 令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - (4) 報告第11号 令和元年度竹原市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - (5) 報告第12号 令和元年度竹原市水道事業会計予算繰越計算書について
 - (6) 報告第13号 令和元年度竹原市水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書について
 - (7) 報告第14号 竹原流通センター株式会社の経営状況について
- 日程第 4 議案第50号 竹原市教育委員会教育委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第51号 竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第52号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第53号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第54号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 9 議案第 55号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 56号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 57号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 58号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 13 議案第 59号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 14 議案第 60号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 61号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 62号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 63号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 64号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 65号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 66号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 67号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 68号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 69号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）

令和2年6月9日開会

(令和2年6月9日)

| 議席順 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----|-----------|-----|
| 1 | 下 垣 内 和 春 | 出 席 |
| 2 | 今 田 佳 男 | 出 席 |
| 3 | 竹 橋 和 彦 | 出 席 |
| 4 | 山 元 経 穂 | 出 席 |
| 5 | 高 重 洋 介 | 出 席 |
| 6 | 堀 越 賢 二 | 出 席 |
| 7 | 川 本 円 | 出 席 |
| 8 | 井 上 美 津 子 | 出 席 |
| 9 | 大 川 弘 雄 | 出 席 |
| 10 | 道 法 知 江 | 出 席 |
| 11 | 宮 原 忠 行 | 出 席 |
| 12 | 吉 田 基 | 出 席 |
| 13 | 宇 野 武 則 | 出 席 |
| 14 | 松 本 進 | 出 席 |

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-------------|---------|-----|
| 市 長 | 今 榮 敏 彦 | 出 席 |
| 副 市 長 | 新 谷 昭 夫 | 出 席 |
| 教 育 長 | 高 田 英 弘 | 出 席 |
| 総 務 企 画 部 長 | 平 田 康 宏 | 出 席 |
| 地 域 振 興 部 長 | 桶 本 哲 也 | 出 席 |
| 市 民 生 活 部 長 | 宮 地 憲 二 | 出 席 |
| 福 祉 部 長 | 久 重 雅 昭 | 出 席 |
| 建 設 部 長 | 影 田 康 隆 | 出 席 |
| 教育委員会教育次長 | 中 川 隆 二 | 出 席 |
| 公 営 企 業 部 長 | 大 田 哲 也 | 出 席 |
| 農業委員会事務局長 | 國 川 昭 治 | 出 席 |

午前10時00分 開会

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回竹原市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、議長から一言申し上げます。

西日本各地に甚大な被害をもたらし、本市におきましても関連死を含め6名の命が奪われるという大変痛ましい平成30年7月豪雨災害から、2年が経過しようとしています。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々には心よりお見舞い申し上げたいと存じます。ここで、犠牲者の方々に対し、改めて哀悼の意を込め黙祷を行いたいと思います。

皆様静かに御起立お願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

議長（大川弘雄君） 黙祷を終わります。

御着席お願いいたします。

先ほども申し上げましたが、平成30年の豪雨災害におきましては、予想をはるかに超える甚大な災害が発生いたしました。現在、関係機関の方々の御尽力により復旧事業が実施されております。今年も本格的な出水期が訪れようとしておりますが、この先一日も早い復旧、復興をお願いするとともに、市民の皆様におかれましては、気象情報並びに竹原市からの防災情報等には十分気をつけていただきますようお願いいたします。

また、今年に入り新型コロナウイルス感染症が蔓延し、現在もなお終息していない中、避難対策におきましては今までの情報、知識等にあわせ、ウイルス感染に対する情報、知識も必要となってまいります。理事者側におかれましては、それらにも対応した避難対策の徹底、市民への啓発、周知、市民の方々には新しい生活様式に準じた避難行動を是非ともお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、議長から報告いたします。

まず、監査委員より令和2年1月から4月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長、教育長並びに市長から説明の委任または囑託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 皆さんおはようございます。

令和2年第2回竹原市議会定例会の開会に際しまして、一言御挨拶を申し上げますとともに、市政運営について私の考えの一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

さて、竹原西保育所、中通保育所、竹原西幼稚園を統合し、新たに設置することとしていた認定こども園のたけのここども園は、2月に園舎が竣工し、4月には園児や保護者約230名の出席のもと、開園式及び入園式を行いました。また同時に、4月から竹原保育所、吉名保育所もそれぞれ認定こども園に移行し、質の高い教育、保育の総合的な提供を開始したところであります。この間、議員各位をはじめ、保護者や関係者の皆様に多大なる御尽力と御協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

現在、たけのここども園では、優しく温かみを感じられる木材をふんだんに使い、たけのこの形状を模した様々な工夫を施した園舎の中で、約120名の園児が楽しそうに園生活を送っているところであります。

今後におきましても、各こども園等で一人一人の発達段階や特性に応じた教育、保育を提供しながら、夢を持ち心豊かにたくましく生きる子供たちを育成するとともに、地域における子育て支援の一層の充実を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について御報告いたします。

まず、本市の感染症対策につきましては、これまで市民の皆様から来庁や電話により、御自身や御家族の健康の不安をはじめ、県の相談窓口や予防方法などの問い合わせが数多く寄せられ、相談対応を行ってまいりました。引き続き、市民の皆様からの相談に丁寧に対応するとともに、各種媒体を活用し、支援制度等の情報発信の充実に努めてまいります。

入手困難な状況が続いていたマスク、アルコール消毒液等につきましては、3月から5

月にかけて、本市で備蓄、購入したものや海外を含めた市内外の企業、中国眉山市などから御寄附いただいたものを医師会、歯科医師会、薬剤師会及び社会福祉施設等に配付いたしました。

また、感染のリスクが懸念される災害時に開設する避難所につきましては、避難者の健康状態の確認や避難所の衛生環境をできる限り整えるため、非接触型体温計や消毒液などの医療資材等を配備したところであります。

特に体調管理に気をつける必要があり、厳密な感染予防を図る観点から国が一括購入する妊婦用マスクにつきましても、先月から順次母子健康手帳交付時や郵送など、希望する妊婦の皆様に行き渡る方法で配布しているところであります。

新型コロナウイルス感染症は、治療薬及びワクチンの開発等、その封じ込めを目的とした研究等が様々な機関において行われておりますが、その終息には年単位の期間がかかることが見込まれております。このため、第2波の発生に備えた医療資材等の備蓄を進め、必要に応じて医療機関、社会福祉施設及び市民へ配布するなど、感染拡大防止のための取組を進めてまいります。

次に、感染症に係る経済的影響に対する緊急経済対策として、1人当たり一律10万円を支給する特別定額給付金につきましては、一日でも早い支給を行うため、先月1日から電子申請の受け付けを開始し、11日には対象の約1万2,200世帯に申請書を郵送いたしました。5月末現在の給付完了件数は約1万1,000件、給付完了率は約89%となっております。

児童手当受給世帯に支給する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、今月上旬約1,220世帯にお知らせを郵送し、今月末までに給付を完了する予定であります。

本市の独自施策である児童扶養手当受給世帯に支給するひとり親家庭等支援臨時給付金につきましても、先月約180世帯にお知らせを郵送し、今月中旬までに給付を完了する予定としております。

引き続き、これら経済的な影響を受けている方々が通常的生活を一日でも早く取り戻すための一助となるよう、迅速な給付に向けた取組を進めてまいります。

次に、総合計画の重点テーマである平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興について御報告いたします。

現在、県は災害に強い広島県を目指し、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体と

なって取り組む「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を行っております。

本市におきましても、県と連携しながら、自助、共助、公助が一体となった災害に強いまちづくりを推進しているところでありますが、昨年より、災害の危険度の高まりに応じて、5段階の警戒レベルを使って地区ごとに避難勧告などの避難情報を発令しております。

今年も既に出水期を迎えている中、市民の皆様におかれましては、危険を知らせる気象情報、避難情報を確認するなど、家庭や地域で事前の準備を行うとともに、自らの身は自ら守る行動をとっていただきますようお願いいたします。避難する場所は、指定避難所にこだわらず、複数の避難先を確保するとともに、非常時の避難先での新型コロナウイルス感染症の予防のためのマスク、消毒液などの用意もお願いいたします。また、災害の前ぶれを察知した場合には、周りの人に声をかけるとともに、避難に支援が必要な方に対する地域での助け合いにも御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

次に、復旧・復興プランの取組状況についてであります。1点目のくらしの再建につきましては、地域支え合いセンターにおいて、健康不安等が継続している方、頻回に支援を要する方の訪問などを通し、不安の軽減を図るとともに必要なサービスにつなげるなど、支援を行っているところであります。今後におきましても、継続的に関係機関と連携しながら、被災者に寄り添った支援体制を整えてまいります。

2点目のまちの復旧につきましては、現在、被災した賀茂川では県において護岸の復旧工事や本格的な浚渫工事が実施されております。

本市においても、これまで道路や河川などの公共土木施設、農地や農業施設及びがけ崩れ地の復旧工事を鋭意進めているところであります。4月末時点での復旧の進捗状況につきましては、道路や河川に関する工事の発注率が約75%で、完了率は約45%、農地、農業施設に関する工事の発注率が約60%で、完了率は約47%となっております。

水道施設等につきましては、現在、被災により崩壊した東野配水池のり面の復旧工事を県の賀茂川水系中条川災害関連緊急砂防工事と調整しながら実施しているところであります。引き続き、県と連携しながら、復旧工事の早期完了を図り、安全で安心な水の安定供給体制を構築してまいります。

3点目のそなえの強化につきましては、今後発生が予想される大規模地震や津波、風水害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理することで速やかな復旧、復興を進めていく目的で、3月に竹原市災害廃棄物処理計画を策定いたしました。今後にお

きましても、この計画に基づき、仮置き場の選定や処理体制の構築等、災害廃棄物の処理に対する準備を進めてまいります。

災害時の避難情報を音声伝達システムで一斉に電話発信する自治会の対象者の拡充につきましては、現在各自治会3名の連絡先を登録したところであり、登録者に対する避難所の開設情報や5段階の警戒レベルを使った地区ごとに避難勧告の発令情報などを防災情報メール等と同時に一斉発信することで、地域における迅速な避難行動につなげ、自助や共助の支援強化を図ってまいります。

このほか、3月に太陽工業株式会社及び株式会社ゼンリンと本市の間で、それぞれエアテントなどの資機材、災害対策本部で使用する地図製品等の供給について、先月には瀬戸内カートン株式会社と段ボールベッド等の供給について、新たに災害時応援協定を締結いたしました。今後におきましても、あらゆる災害に備えるため、他の自治体や民間企業等と災害協定の締結を進めるなど、防災対応力を強化してまいります。

本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害から来月で2年を迎えることとなります。今年度は復旧・復興プランの最終年度にも当たり、引き続き被災者に寄り添った支援を行いながら、一日も早い復旧、復興を果たし、被災前よりも元気な竹原市を実現するよう全力で取り組んでまいります。

本定例会では、市内在住者のみであった消防団員の任命要件に市内勤務者も加えることで入団促進を図り、消防、救急体制の強化を推進するための消防団条例の改正案のほか、竹原港の港湾施設の適正管理や利用者のサービス向上を図るため、駐車場を有料化する駐車場条例の改正案や教育委員会及び農業委員会委員の人事案件など合計27議案を提案しております。

これら議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において12番吉田基議員、3番竹橋和彦議員を指名いたします。

日程第2

議長（大川弘雄君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，本日から6月25日までの17日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって，会期は本日から6月25日までの17日間と決定いたしました。

日程第3

議長（大川弘雄君） 日程第3，諸般の報告を行います。

報告案件は7件であります。

報告第8号令和元年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第14号竹原流通センター株式会社の経営状況についての7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました報告のうち，報告第8号から報告第11号までにつきまして御報告申し上げます。

議案書及び議案説明書の1ページをお開きください。

報告第8号令和元年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

地域経済循環創造事業については，繰越額が5，000万円であり，令和3年3月を完了予定としております。

農業費の緊急自然災害防止対策事業については，繰越額が2，000万円であり，令和3年3月を完了予定としております。

プレミアム付商品券事業については，繰越額が873万4，850円であり，令和2年5月に完了してしております。

市道忠海中学校線道路改良事業については，繰越額が3，500万円であり，令和2年11月を完了予定としております。

県営事業道路改良事業については、繰越額が229万680円であり、令和3年3月を完了予定としております。

橋梁維持改修事業については、繰越額が3,300万円であり、令和3年3月を完了予定としております。

河川費の緊急自然災害防止対策事業については、繰越額が2,938万2,700円であり、令和3年3月を完了予定としております。

県営事業港湾整備事業については、繰越額が1,476万5,800円であり、令和3年3月を完了予定としております。

県営事業急傾斜地崩壊対策事業については、繰越額が1,865万2,000円であり、令和3年3月を完了予定としております。

未就学児交通安全対策事業については、繰越額が1,300万円であり、令和3年3月を完了予定としております。

小学校費の通信ネットワーク整備事業については、繰越額が1億9,352万1,000円であり、令和3年3月を完了予定としております。

中学校費の通信ネットワーク整備事業については、繰越額が7,654万円であり、令和3年3月を完了予定としております。

図書館管理運営検討事業については、繰越額が220万円であり、令和2年7月を完了予定としております。

平成30年公共土木施設災害復旧事業については、繰越額が7億2,476万6,653円であり、令和3年3月を完了予定としております。

平成30年農林水産施設災害復旧事業については、繰越額が8,902万1,616円であり、令和3年3月を完了予定としております。

次に、議案書の5ページ、議案説明書の3ページをお開きください。

報告第9号令和元年度竹原市一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

県営事業急傾斜地崩壊対策事業については、県営事業急傾斜地崩壊対策事業が事故繰越となり、年度内に支出を終わらなかった県営事業負担金について事故繰越したもので、繰越額が1,108万905円であり、令和3年3月を完了予定としております。

平成30年公共土木施設災害復旧事業については、平成30年7月豪雨災害の災害復旧事業に係り、作業員及び建設資材の不足等により必要とする工期の確保が必要となったも

ので、繰越額が2億8,718万8,600円であり、令和3年3月を完了予定としております。

平成30年農林水産施設災害復旧事業については、平成30年7月豪雨災害の災害復旧事業に係り、作業員及び建設資材の不足等により必要とする工期の確保が必要となったもので、繰越額が1,134万2,100円であり、令和3年3月を完了予定としております。

次に、議案書の9ページ、議案説明書の4ページをお開きください。

報告第10号令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

公共下水道事業については、繰越額が6,500万円であり、令和3年2月を完了予定としております。

次に、議案書の13ページ、議案説明書の5ページをお開きください。

報告第11号令和元年度竹原市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

介護保険事業計画等策定事業については、繰越額が326万7,000円であり、令和3年3月を完了予定としております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） ただいま議題となりました報告のうち、報告第12号及び報告第13号につきまして御報告申し上げます。

議案書17ページ、議案説明書の6ページをお開きください。

報告第12号令和元年度竹原市水道事業会計予算における建設改良費の繰り越しについて御説明申し上げます。

新浦尻配水池増設工事につきましては、繰越額が1億2,100万円であり、令和2年8月を完了予定としております。

西町受水場導水管修繕工事については、繰越額が1,300万円であり、令和2年6月を完了予定としております。

東野配水池のり面災害復旧工事については、繰越額が2,300万円であり、令和3年1月を完了予定としております。

橋梁添架災害復旧工事については、繰越額が260万円であり、令和3年3月を完了予定としております。

新庄地区送配水管災害復旧工事については、繰越額が1,980万円であり、令和2年12月を完了予定としております。

次に、議案書の21ページ、議案説明書の7ページをお開きください。

報告第13号令和元年度竹原市水道事業会計予算における事故繰越しについて説明を申し上げます。

東野水源地濁水対策工事については、河川の増水による濁水対策として新設する急速ろ過器の設置作業に時間を要したため、年度内に支払い義務が生じなかった経費について事故繰越したもので、繰越額が5,478万円であり、令和2年7月を完了予定としております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） ただいま議題となりました報告のうち、報告第14号につきまして御報告申し上げます。

議案書の25ページ、議案説明書の8ページをお開きください。

報告第14号竹原流通センター株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

この法人につきましては、資本金5,000万円のうち、竹原市が54%を出資している株式会社となっております。

次に、令和元年度の決算状況であります。資産、負債及び純資産の状況につきましては、貸借対照表のとおりであります。損益の状況につきましては、売上高が1,487万5,994円、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は675万8,291円となっております。これに営業外の収益及び費用を加減算した経常利益は680万8,611円となっており、法人税等を差し引いた当期純利益は511万7,511円となっております。

次に、令和2年度の事業方針等につきましては、引き続き地方卸売市場の機能を維持し、関連店舗への入居促進を図ることとしており、損益見込みについては営業収益1,467万5,000円、営業費用1,068万円、差し引き当期利益399万5,000円となっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終結いたします。

日程第4

議長（大川弘雄君） 日程第4，議案第50号竹原市教育委員会教育委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案書の31ページ，議案説明書の9ページをお開きください。

議案第50号竹原市教育委員会教育委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は，竹原市教育委員会教育委員のうち，中秋英一委員が令和2年6月20日をもって任期満了となりますので，その後任委員として平田和也氏を任命いたしたいと考え，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

平田氏は，平成4年に立命館大学を卒業後，民間会社を経て平成6年から株式会社ファミリーひらたに入社され，現在は代表取締役として御活躍される一方で，消防団や協働のまちづくりネットワークの活動にも精力的に参加されるとともに，竹原市立忠海西小学校PTA会長や忠海学園PTA会長を務められるなど，学校教育及び地域振興においても御尽力いただいております。人格高潔にして学校教育に関し深い識見を有されており，教育行政に保護者の意向を適切に反映させるために教育委員会教育委員として適任であると考えられるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

本案は，人事案件のため会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いた

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論，採決いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり同意されました。

日程第5～日程第23

議長（大川弘雄君） 日程第5，議案第51号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてから日程第23，議案第69号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）までの19件を一括議題といたしたいと思います。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） ただいま議題となりました議案のうち，議案第51号につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページ，議案説明書の10ページをお開きください。

議案第51号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は，次期委員の任命に当たり，農業委員会等に関する法律第9条の規定により農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに，委員になろうとする者の募集を実施しましたが，推薦された者及び応募した者の人数が同法第8条第5項に規定する委員の過半数に達していないため，農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により委員の少

なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を求めるものであります。

提案の内容につきましては、委員を任命するに当たり、定数7人のうち2人以上を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするよう要件を緩和するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第52号から議案第58号まで、議案第61号、議案第68号及び議案第69号の10議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の35ページ、議案説明書の11ページをお開きください。

議案第52号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会委員のうち、石本進委員が令和2年7月14日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

石本氏は、認定農業者の親族として農業に従事されていることに加え、平成11年から竹原市農業委員会委員に就任されており、農業に深い識見を有されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の37ページ、議案説明書の12ページをお開きください。

議案第53号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会委員のうち、赤坂佳折委員が令和2年7月14日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

赤坂氏は、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者として農業に従事されていることに加え、平成29年に竹原市農業委員会委員に就任されており、農業に深い識見を有されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の39ページ、議案説明書の13ページをお開きください。

議案第54号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会委員のうち、祐本征武委員が令和2年7月14日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

祐本氏は、水稻の農業経営をされ、平成17年に竹原市農業委員会委員に就任し、平成26年からは同委員会会長を歴任されており、農業に深い識見を有されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の41ページ、議案説明書の14ページをお開きください。

議案第55号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会委員のうち、山元・子委員が令和2年7月14日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任命に当たっては、同条第6項の規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされており、山元氏は営農経験もなく、農業団体との関わりもないことに加え、竹原市女性連絡協会の理事として活動され、同会からの推薦を受け、平成29年に竹原市農業委員会委員に就任されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の43ページ、議案説明書の15ページをお開きください。

議案第56号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会委員のうち、西野勇一委員が令和2年7月14日をもって任期満了となりますので、その後任委員として土居民喜氏を任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

土居氏は、露地野菜の農業経営をされ、平成24年に竹原市農業委員会委員に、平成29年からは竹原市農地利用最適化推進委員に就任されており、農業に深い識見を有されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の45ページ、議案説明書の16ページをお開きください。

議案第57号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一

部改正により、令和2年7月15日から農業委員の定数を2名増員することに伴い、新たな委員として渡橋昭二郎氏を任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

渡橋氏は、認定農業者であることに加え、平成29年に竹原市農地利用最適化推進委員に就任されており、農業に深い識見を有されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の47ページ、議案説明書の17ページをお開きください。

議案第58号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正により、令和2年7月15日から農業委員の定数を2名増員することに伴い、新たな委員として宮崎信之氏を任命いたしたいと考え、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

宮崎氏は、水稻、露地野菜及び果樹の農業経営をされ、平成27年から農業振興区長に就任されており、農業に深い識見を有されていることから農業委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案書の53ページ、議案説明書の20ページをお開きください。

議案第61号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、転出や高齢化により消防団員数が減少していることから、団員数の確保を目的として市外居住者であっても市内に勤務している場合は入団ができるようにするものであります。

次に、議案書の73ページ、議案説明書の27ページをお開きください。

議案第68号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行令の一部が改正され、損害賠償責任の一部免責の基準が見直されたことを踏まえ、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、損害賠償責任の一部免責の基準として定められた額に会計年度任用職員の期末手当を含めるものであります。

次に、補正予算書の1ページ、議案説明書の28ページをお開きください。

議案第69号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を御説

明申し上げます。

初めに、歳出について御説明いたします。

総務費においては、住民基本台帳に要する経費としてシステム改修委託料251万9,000円、コンビニ交付に要する経費としてシステム整備委託料など1,364万5,000円、合わせて1,616万4,000円を追加計上しております。

民生費においては、災害救助に要する経費として国県支出金返還金498万7,000円を追加計上しております。

土木費においては、竹原港駐車場管理に要する経費として竹原港駐車場管理運營業務委託料及び施設整備工事など450万円を追加計上しております。

教育費においては、行事運営に要する経費としてボルダリング講習会の運営等委託料など57万5,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として使用料450万円、国庫支出金251万9,000円、諸収入57万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金1,863万7,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,622万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ170億2,857万1,000円とするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

竹原港駐車場管理運営に要する経費について、当該施設の管理運営に係る管理期間及び限度額、学校用ネットワークセキュリティー機器整備に要する経費について、機器リースに係るリース期間及び限度額を定めるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第59号及び議案第67号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の49ページ、議案説明書の18ページをお開きください。

議案第59号財産の無償貸付けについて提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原流通センター株式会社へ無償で貸し付けております竹原市港町3丁目1030番12の土地を引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在、無償で貸し付けております土地3,044平方メートルにつきましては、基本的には竹原流通センター株式会社に売却処分するものでありますが、同社は市場及び関連店舗を建設し、市場を大同青果株式会社へ、関連店舗を関係業者へそれぞれ貸し付け、その使用料をもって運営を行っているところであります。

しかしながら、老朽化が進んでいる施設の大規模修繕や昨今の地域における経済情勢も考慮すると、売却または有償貸し付けをした場合においては今後同社の経営が極めて困難になることが予想されますので、令和7年8月31日まで引き続き無償貸し付けを行い、同社の経営安定に資するとともに、市場開設の目的であります生鮮食料品の安定供給と流通の近代化による消費者物価の安定に寄与しようとするものであります。

次に、議案書の71ページ、議案説明書の26ページをお開きください。

議案第67号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、広島県及び県内市町が地域再生法第5条の規定によって共同で策定している地域再生計画が変更され、事業者の認定期限が延長されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第60号、議案第63号から議案第66号までの5議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の51ページ、議案説明書の19ページをお開きください。

議案第60号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を改定するものであります。

改正の内容につきましては、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を日額2万600円から日額2万800円に改めるものであります。

次に、議案書の59ページ、議案説明書の22ページをお開きください。

議案第63号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者層に対する介護保険料の負担軽減措置を拡充するものであります。

改正の内容につきましては、第1号被保険者の減額賦課に係る令和2年度分の保険料率

を第1段階の者は2万6,550円から2万1,240円に,第2段階の者は4万4,250円から3万5,400円に,第3段階の者は5万1,330円から4万9,560円にそれぞれ減額するものであります。

次に,議案書の61ページ,議案説明書の23ページをお開きください。

議案第64号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は,特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され,連携施設の確保に関する要件が緩和されたことに伴い,必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては,特定地域型保育事業者の保育の終了に際して,引き続き保育を受けるための連携施設について,基準を満たせばその確保を不要とするよう内閣府令で定められた基準と同様の基準を設けるものであります。

次に,議案書の65ページ,議案説明書の24ページをお開きください。

議案第65号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は,家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され,連携施設の確保に関する要件の緩和や居宅訪問型保育事業における保育の提供に関する基準が明確化されたことなどに伴い,必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては,家庭的保育事業者の保育の終了に際して,引き続き保育を受けるための連携施設について基準を満たせばその確保を不要とするとともに,居宅訪問型保育事業における保育の提供対象に保護者の心身等の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を追加するなど,厚生労働省令で定められた基準と同様の基準を設けるものであります。

次に,議案書の69ページ,議案説明書の25ページをお開きください。

議案第66号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は,放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され,放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が追加されたこと等に伴い,必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては,放課後児童支援員の資格要件である認定資格研修につい

て、指定都市及び中核市の長が実施する研修を追加するほか、大学制度に専門職大学が設けられたことから、この前期課程の修了者についても放課後児童支援員の資格要件の対象とするよう厚生労働省令で定められた基準と同様の基準を設けるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第62号につきまして御説明申し上げます。

議案書の55ページ、議案説明書の21ページをお開きください。

議案第62号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、現在設置している竹原港駐車場及び北崎仮設駐車場を市営駐車場として有料化を図り、港湾施設利用者の利便性向上につながるよう適正に管理、運営するものでございます。

改正の内容につきましては、竹原港市営駐車場及び北崎市営駐車場を追加し、月決めの使用料として竹原港市営駐車場にあつては月額6,000円、北崎市営駐車場にあつては月額4,000円を新たに規定するとともに、時間利用については従前の規定に基づき算定することとするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております19件につきまして、これより一括質疑に入ります。

2名より質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番宇野武則議員の質疑を許します。

13番（宇野武則君） 議案第62号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、この有料駐車場化についてはもう私が数年来申し上げてきたものでございまして、ちょっと余分ですが、しょっぱな私が有料駐車場を竹原市で初めてやったのが、観光駐車場として地主から借りてやっておったのですが、警察が横にありまして、週に3遍ぐらい免許更新なんかがあったらもう8時ごろには満杯になると。観光駐車場で設置したものが目的外使用でされているということで、ここを初めて私が有料化したのです。当初425面ぐらいございました。これもそうなのです。公有財産というものは市長が管理している、それを有効に市民のために使うか使わないかは市長と我々の判断なのです。それがいよいよ有料化という形で出たわけですが、一つはこの6月議会で議決するわけで

すが、その前提として私は、5月19日でしたか、正副委員長の説明を受けたり、かなりこれはやかましく言ったのです。6月になって、1カ月以内には私はできるという予測だったのです。それが供用開始は11月という工程表が説明された。今の竹原市の現状から考えて、そんなに余裕を持ってやれる状況かなということが1つあります。

私は、これはリースにすることが予算も軽減になるし、一番いいのではないかというような思いがありまして、それはこれから詰めて、当時の部長の説明では、正副委員長の説明の時に私は相当やかましく言ったので、内部で詰めさせてくれということで折れたのですが、提案されたものは同じ内容です。今年はコロナの問題がありまして、忠海港があれだけ観光客が増えるかどうかというのはよくわかりませんが、しかし毎年あそこで気分が悪くなる方もいる。行政は、1つはサービス産業とも言われるわけですから、あれだけ来てくれる観光客に対してできるだけサービスを提供すると、そのためには2時間待つ観光客を分散して、竹原港にせっかく新しい船会社が進出してくれたわけですから、有効利用すれば道の駅もまた海の駅もまた利用できるのではないかというような思いがありまして、私はとにかく1カ月あれば十分できると。

それで、私は5月30日とそれから6月1日に現地へ行きまして、つぶさに駐車場の状況も、パンクしてから勧告している、フロントガラスへビラを貼っているのが2台ありまして、大体160台ぐらい置いているのです。あらっと思ったのが、北九州の自動車が30日は5台、1日に行った折には6台ありました。今、第2次コロナで大変緊張しているところが北九州、それから、長崎とか久留米とか、それから広島ナンバーは25、6台あります。そういうことで、管理の面からも非常に問題があるのではないかということなのです。例えば、北九州の方から今コロナの第2波が来ているというような話もありますが、一人でも感染者が来たら売店とかそういうところに被害が出るわけですから。この事業が一番いいのは私はリースにして、今450万円という整備費があるのですが、何を整備するのか。私は上の駐車場については行ってから、ブロックを2段に、今1段です、もう一段ブロックをしたらほとんど整備の経費がかからない。それは車は乗り越えられないから。

だから、こういう時期だから、ちょっと頭を使って、知恵を使って、どういうふうに安上がりにして、円滑に運営ができるかということを考えてもらわないと。特に、下の場合は、あそこは地元から草刈りの要請があったのです。年に2遍やるのです、草刈り。草刈りを年に2遍やって、それで皆無償化です。そういう市民の共有財産を特定の人に無償化

で、市外からも来ますから、そういう行政はもう成り立たないのです。先般、三原に行ったら、三原は皆有料駐車場ですよ、これ常識なのです。

ということで、海岸線の方は県と財務局の土地、あれは海岸保全事業で大分広げたのですが、あそこで140台ぐらいあります。市の駐車場、今予定地なのですが、30日の折は40台ぐらいあったのです。私は10時半ぐらいに行ったのです、30日は。1日の日は2台しかない、朝9時20分に行った、それで2台しか置いていない。どういうものかなと思って、立って30分ぐらい見ていたら、だっだっだっ海岸線の方へ車を置くのです。いくらなんと言っても、ここは。

それから、もう一つつけ加えておきますが、すぐ周辺に3カ所民間の土地がある。それは、ナイロン製のロープで線引きして駐車場をするようにしています。間違いなしに民営圧迫化なのです、これを放置していたら。だから、そこらは財産は財産として、これからどういふふうにして生かしていくかということはどうも事前に我々とも調整して、いい知恵を出し合って、市民が納得するような使い方をしないと、私はちょっと問題だと思っているのです。

だから、この問題については、私は事前に三原の方の港も皆調べて、皆有料です、当たり前のことなのです。問題は、県と国の土地は、あれはあそこに庁舎が建った折、あれは砂とかも真ん中であつたのですが、全部整理して中四国フェリー駐車場ということで県が仲介して国の土地を買ったのです。だから、今金払っていないでしょ、県が。そのかわり、あそこの入ったところの右側、あそこへこの前行ったら19台と1日に行った折は22台ありました。広島ナンバーも4、5台ありました。あそこにフェンスを張って、県から怒られたのだ。職員の駐車場にするために貸したのではないのだ、あれは中四国フェリーを利用するために貸しているのだということで、怒られて大きく新聞に出たことがある。だから、私は、今目的外使用だということで、県と今どのような交渉をしているのかということをお伺いしております。それが1点。

それから、この6月で議決したら、私は遅くても7月の半ばごろにはできるだろうと思ったのです。前任の建設部長に私は当初予算で一般質問をやった折、すぐ業者2社に電話して、新町の駐車場をやっている人の資料をいただいたのです。すぐ来ました。それで、北崎の駐車場は全部アスファルトまでどれぐらいかかるか面積をはかっています。業者はそれぐらいもうちゃっちゃっちゃやるのです。竹原市だけが何でこの議決をした後9月まで入札を待たないといけないのかという、不思議でかなわない。こんなことで

財政改革ができるのかなというように頭をひねるのですが。そこらの理由を1つ。

それから、今言うように、財務省の土地は県が仲介してくれていますから、だから県と話をすれば折り合いがつくのだろう。私は、ずっと委員会でも言っているように、あそこはもう中四国フェリーはなくなったのだから、中四国フェリーで買っていたのだから。だから、廃止になったのだから、廃止の処置をとらないといけないのよ、本当は。それをだらだらだらやっって、コロナ第2波が来たというようなところの車がどんどん入るようなことではいけないでしょ、実際は。市があれだけの駐車禁止だからと1メートル間隔で貼っているが、もう全部弁護士と相談して遮断して何月何日までにもうこの駐車場は廃止します、県と国のところの土地は廃止すればいい、戻せばいいのだ。そうしないと、あそこへ今言うように2台もあるのだ、勧告している、大きな紙へ書いて、赤で、勧告書を書いて、1台はパンクしてから当分放置です。それで、ナンバーはぴしゃっとある、私は控えて持っている。だから、どうしているのかなと思う、この所有者は。その3点についてお伺いします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

建設部長。

建設部長（影田康隆君） まず、1点目の県との協議でございます。

県との協議につきましては、今現在竹原港駐車場の中に実は市有地がございます、その市有地は県に対して使用賃貸借契約で貸与しているものでございます。それを一旦県から市の方に戻していただくという交渉を今協議を行っている最中でございます。

また、御指摘のように、国有地が一部ございます。国有地につきましては、あくまで竹原港湾は広島県の地方港湾でございますので、広島県が管理する港湾であります。これに対して、竹原市が県から委託を受けて管理を代行しているというような位置づけとなっております。ということでございまして、一部国有地につきましては、県を通じて国と協議をしている最中ございまして、この国有地の待機場などの利用の取り扱いであるとか、有料化した場合の収益と維持費のバランスといったようなことを国と今協議を進めて、有料化に向けて協議を継続している状況でございます。

次に、2点目の条例改正から供用開始までの期間が必要な理由でございます。

こちらにつきましては、本定例会におきまして竹原市駐車場設置及び管理条例の改正を議決いただいた後、速やかに駐車場の管理を行う事業者を公募し、契約を締結したいと考えております。その後、事業者が機器等の設置工事を行うとともに、駐車場利用者、地域

住民に対する周知，月決め利用の募集などといった準備を並行して行う必要があります。これらの準備作業に4カ月程度は必要であるというふうに見込んでおります。このため，11月の供用開始を予定しているものであります。

3点目の長期占用車両でございます。

こちらにつきましては，私どもも昨年度7月下旬から長期占用車両の状況を確認するために，駐車している全車両に対して適切な駐車を文書で促す対策を行ってまいりました。その際，計138台に通知したところ，4割が2日以上，そのうち1割が1週間程度の長期占用でありました。これに対し，移動の勧告を行うなどの対策を講じましたが，4割程度，勧告に従っていただけない車両がございます。今後におきましては，撤去命令の段階へ移行することも念頭に，移動の勧告を継続して行っていくことを検討したいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 県との協議は協議です。協議するためには前提としてあそこにある，今私が数えたら140台ぐらいあります，海岸線ね，わざわざフェンスを張ってちゃっとしているのです。そこを撤去して更地で交渉するなりしないと，駐車禁止のポールが立ってから勧告書も貼りながら，もう何年もなるのです。もう中四国フェリーが廃止になってからずっとそうだが。普通の業者はあり得ないのです，こういう手抜きというのか，放置することは。だから，中四国フェリーがやめた時点で一応話をしとかないといけない。だから，県と話をするのはいいのです。だから，今言うように，速やかにやろうとするなら，あそこを法的なものをちゃっと弁護士と相談して，遮断して，何月何日までにこの駐車場を廃止しますと。廃止しないと，今言うように，私が1日の日に行った折は2台しかないから，何でこの市営のところへないのか，その前来た折には何十台とあった。それで，見ていたら，だだだだだだだだあの海岸線へ置くのだ。その市営駐車場を土曜日までに利用していた人はどこへ行ったのかわからないのですが，やっぱりここをやらないと有料駐車場にしても効果はないのだと言っているのです。そういうちぐはぐなことはするな，行政は。無駄な金を使う時代ではないだろうが，今特に。職員の給料まで削減して財政改革をやっているのだから，ちゃっとしたことをやらないと。リースにしてからやれば私は予算をこうやって組むこともないと思っているのだが。これはおそらくフェンスをまたやろうと思っていたのですが，あそこへ行ってみなさい，今1段あるのだ。け

ど、上が丸いブロックだから、あれを四角なので2段にしたら車は乗り越えられない。この方が安くつくかなと思って、私も思ったのだが。ただ、3カ所ぐらい入り口と出口がありますから、今は、あれをブロックで閉鎖したら金は要らないのよ。10万円単位よ。だから、そういう緊急にしないといけない問題でもあるし、忠海の方のあれだけ2時間も待って、年配の人も多いのよ、夏には子供らも多いが。例えば、倒れて何かあったといったら困りますよ、もう事前にわかっているのだから、そういうことは。今、歩く人でも皆飲料水持って歩け歩け言っているでしょうが。あそこへじっとして立っているのだから、2時間。行政の観光客に対するサービスというものはどういうふうな認識を持っているのかよくわからないのだが、そういう観光客が遠くから来てあそこへ2時間もまた船が来るのを待って、渡らないといけないというのは、そういうたるんだ行政なんか、観光地はないですよ、それは。だから、さきの正副委員長の折には、あそこの県と国の土地の有料駐車場化は今協議しているのだと言う、そのようなことを私の前で言ってくれるな。一つのを目的にしたらそこを先にやることよ。有料化にして、あれだけの140台、入り口の右側のフェンスの中も19台から20台あるのよ。160ぐらいの駐車場があそこへ無料化していたら有料化にしても効果はありはしない。それは、市長が、あなたが財産の総合管理者だから、有効に市民のために、市の発展のために、観光、観光と言っておられる市長だから、観光に訪れた方にどういうふうにサービスを提供するかというのは市長が考えないといけない。現地を見たらすぐにわかる。私はこうやって言っているだけではない、私は必ず現地へ行くのよ、何遍も何遍も行く。だから、委員会でも三原の有料化も全部写真を撮って出したのだ。しゃっとしてるよ、天満さんら。

だから、今、議案が提案されたところだから、我々もそうだし、行政の皆さんも市長も市民から選任されたわけだから、竹原市をどういうふうに発展させるか、どういうふうにするかということはお互いに胸襟を開いて真剣に考えないといけないのよ。それはスピード感を持ってやらないと、こうだらだらだらだら、4カ月って何が4カ月かかるのよ、私にやれと言ったらすぐやるぞ。そういう点で、市長、スピード感を持ってやらせるように指導しなさい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 議員御指摘のことも踏まえまして、鋭意11月に供用開始ができるように十分に努めてまいりたいと考えております。

（13番宇野武則君「終わります」と呼ぶ）

議長（大川弘雄君） 以上で13番宇野武則議員の質疑を終結いたします。

続いて、14番松本進議員の質疑を許します。

14番（松本 進君） それでは、私も議案第62号について質疑を展開したいと。通告をしておりますので、それに従って質疑に入ります。

議案第62号、先ほど同僚議員からも質問がありましたように、この駐車場を有料化するという提案でありまして、そこで伺っておきたいのは、昨年12月25日付けで竹原市建設課の情報公開資料、私が請求した資料では、竹原港駐車場有料化に伴う整理検討事項として、①ということで、有料化の問題点、課題ということがありました。それは、地方港湾の施設の一部である駐車場の有料化は条約上の制約があるという指摘がありました。ここで、そういうことを聞くわけですが、2点目としては、県との確認事項ということが書かれてあって、駐車場を港湾施設管理施設から除外することの問題点、制約等について2点ありました。

まず、ここで伺いたいのは、①と②の制約と問題点ということが具体的にどういった内容で、それをどう解決されたのかなということ、先ほど同僚議員との質問があって、竹原市の土地があってそれを県に貸して港湾施設の駐車場として利用していたというようなことがありましたから、そこの協議ということが今ありました。だから、①のことはそういったことの確認といえますか、重複の質問にならないように確認をしておきたいと。それで、②については、そういった駐車場を港湾施設管理施設から除外することの問題点と制約等、ここはどのような具体的内容について、また解決されたのかについてを1点目として伺っておきたいと。

それから、2点目としては、先ほど放置車両ということもありましたけれども、私もこの提案理由の説明を見ますと、今回有料化する理由としては、有料化を図って港湾施設利用者の利便性向上につながるよう適正に管理、運営するものと説明があります。竹原市建設課が昨年11月20日に竹原港北崎地区駐車場の利用状況を調査されております。そこで、先ほどの40%とか10%とかありましたけれども、改めて質問したかったのは、ここに書きましたように、長期にわたる放置車両、これはあえてその横に目的外使用車両というふうに括弧で書いています。ですから、こういった目的外使用、放置車両、長期にわたる車両は何台ぐらいを占めている、何%を占めるのかなということも聞いておきたいし、今度新たに条例化、有料化することによって、この放置車両等の適正管理が目的ではないかと思っておりますので、有料化でそういった今までの目的外使用、放置車両といえます

か、これをどういうふうにしとしては考えておられるのかなということでもあります。

それから、3点目にお聞きしたいのは、ここの駐車場を利用するところに、入り口のところに看板が設置されております。これを見ますと、この駐車場は竹原港北崎を利用する人の専用駐車場ですとあります。港湾施設駐車場を本来の目的で使用する人は、有料化によって月額6,000円等々の新たな負担をこうやって強いるのではなくて、大幅な負担軽減を考える必要があるのではないかなということについて市はどのようにお考えなのか、3点目に聞いておきたいと。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

建設部長。

建設部長（影田康隆君） 順に答弁をさせていただきます。

まず、最初の駐車場の有料化に伴い、条例上の制約や問題点及び解決策についてですが、竹原港の港湾施設につきましては、竹原市が広島県からの委託を受け、維持管理を行っております。本来、地方港湾である竹原港は、広島県が広島県港湾施設管理条例によって管理を行うものでございます。このことから、駐車場を有料化するためにはこの県条例の改正を行う必要がありますが、これが制約として上げられます。

これに対しまして、これまでの県との協議におきましては、他の地方港湾の現状や必要性などから県としては条例改正の実現は非常に難しいという見解でありましたが、昨年度末の協議によりまして、竹原市が所有する駐車場につきましては広島県との使用賃貸借契約を解除し、引き続き港湾利用者のための駐車場として市が直接管理を行う方向で解決を図ったものでございます。

次に、港湾管理施設から除外することの制約や問題点についてでございます。

市が駐車場を直接管理することによって、県条例上の港湾施設からは除外されますが、引き続きこれまでと同様に港湾利用者のための駐車場として御利用いただけることから、特段の問題点はないものと考えております。

2点目でございます。

昨年実施した駐車場利用状況調査の割合、駐車台数等でございます。

この場合の長期とは、仮に駐車して1日以上動かされていない状況のことと解釈いたしますと、全車両の133台のうち57台でございますが、これは全体の43%に相当いたします。今回の条例案により、長年の課題であります無秩序な駐車場利用や長期占用車両に対し一定の歯止めをかけ、駐車場の適正な管理が図れるものと本市は考えております。

最後に、港湾施設利用の目的で使用する人に対する大幅な負担の軽減措置についてでございます。

従来、駐車場利用者の多くがフェリーや待合所などの港湾施設を御利用される方々であると想定しております。今後は有料化することで、これら多くの駐車場を利用される方に対して、広く公正かつ便利に御利用いただくことが可能となるというふうに考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、2回目になりますけれども、1つ、今の協議の話を答弁を聞くと、もともと市にあったものを県に貸して、それを今度は市独自で管理できるような協議をして、要するに市の土地に、もとへ戻るのはないかというように思うのですが、それであとはこの駐車場の有料化というような手続となるということでしたね。

それで、その間で実態調査の件なのですけれども、43%が長期の放置車両というような答弁があったと思うのですけれども、そこでいろいろ私も聞いた中では、例えば大崎上島町の人なんかはこちらに車を置いておいて、そこからいろんな仕事等々へ出られるということで、いろいろと竹原市の方に長期間といいますか、そういった車を置いているということもちょっと話を聞きました。それで、あとはそういうあえて目的外の長期使用ということをどう管理するのが大変苦勞もされていると思うし、実際朝早く見に行きますと、フェリーが6時5分に出港したりするのでしょうかけれども、それ以前に相当車がとめてあるということでは、そういったさっき言った目的で長期利用される方もおられるわけなのですが、本来の目的ではなくてそれ以外の長期利用者ということがあれば、いざ使う時に、本当に港湾施設の利用、フェリーでの利用で駐車場を使う人が置けないということもちょくちょく聞きますし、そういったことはあってはならないというふうに思うのです。ですから、本来そういった目的外での使用者というのが今の答弁では明確に把握されていないのかなということがちょっとあったので、再度聞きたいのは、その目的外の長期の利用者というのが把握されているのかどうか、把握されていればもう一回何台かお聞きしたい。

それから、3点目に有料化と本来港湾施設の目的どおり利用されている方の負担の問題をお聞きいたしました。

確かにいろいろ施設を管理するに当たっては一定の経費が要るから、その負担をしていただくということも考えとしてあるのしょうけれども、私が申し上げたのは、先ほど島の方なんかを含めてこちらの竹原のところに駐車して、そこからいろんな仕事等出かけると、使う、そのための本来の港湾施設の目的として使用されているという方には6,000円というのは大きな負担になるのではないかということで、例えばそういった本来の目的に使っているよと、こういう仕事のためにここに置かせてもらいたいというような証明なり、何かそういう利用があれば、そういう軽減が必要ではないかなということでお尋ねしたわけですけど、その点をもう一回質問しておきたいと、指摘しておきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 竹原港港湾の目的外使用の状況についてでございます。

こちらにつきましては、竹原港の駐車場と申しますのは、竹原港を使用する方々に駐車していただくための駐車場でございます。したがって、フェリーを利用されたり、港の待合所を利用されたり、そうした方々に一時的に駐車をしていただくというものでございまして、その目的がいつ何どき、どういう方がどういう目的を持って駐車されるかといったようなことを詳しく状況を把握することは今できておりません。

大崎上島との調整でございますが、大崎上島町の方々がそういう目的で島から渡られて当駐車場を御利用されて、駐車されて、車を利用して出かけられるといったような状況についても、現状として把握はできておりません。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上で14番松本進議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第5、議案第51号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてから日程第23、議案第69号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）までの19件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが、会期日程表のとおり、6月11日、12日は各常任委員会の審査をお願いし、6月15日は本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時38分 散会